

# 潮干狩りをする皆様へ

☆ 能取湖は平成30年9月1日に漁業法上の海面となりました。  
そのため、海のルール(北海道海業調整規則)が適用されます。

○関係する主なルール

◇遊漁者等の漁具又は漁法の制限

竿釣・手釣、たも網(網口及び網の長さが40cm未満のものに限る)及び徒手採捕以外の漁具又は漁法による水産動植物の採捕禁止

◇採捕禁止期間(あさり)

☆ 能取湖には漁業権が設定されています。

下記のは、採捕が禁止されていますので、**絶対に採らないでください!**

○共同漁業権設定魚種(周年禁止)

- ・ほたてがい
- ・かき
- ・つぶ
- ・ほくかいえび
- ・うに
- ・ほっきがい
- ・なまこ

☆ なお、この場所では、西網走漁業協同組合が北海道の許可を受けて、潮干狩りによる漁場耕うん事業を実施しています。

◇期 間

4月15日～7月15日

◇区 域

湖口漁港南端から二見ヶ岡漁港東端までの能取湖東岸の岸から200m以内

◇使用できる漁具

くまで等の剥具(幅20cm以内 かつ 長さ50cm以内のものに限る)

◇採捕できる水産動物

あさり等の貝類(ほたてがい、かき、つぶ、ほっきがいを除く)

☆ 潮干狩りを楽しまれる際は、密集・密接を避ける等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。